

品川区公衆浴場設備等整備補助金交付要綱

制定	昭和60年	4月	要綱203号
改正	平成10年	6月	要綱49号
改正	平成18年	2月	要綱11号
改正	平成26年	11月	要綱161号

(目的)

第1条 この要綱は、公衆浴場の設備等の更新に必要な費用の一部として、公衆浴場設備等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、区内公衆浴場の転業または廃業を防止し、もって区民の保健衛生の向上と公衆浴場の経営の安定および振興を図ることを目的とする。

(規則との関係)

第2条 この補助金の交付に関しては、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、この要綱による。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、公衆浴場の設備の更新を行う品川区公衆浴場商業協同組合加入の公衆浴場経営者で、引き続き3年以上公衆浴場の経営を予定しているものとする。

(交付の額)

第4条 補助金の交付額は、当該年度の所要経費の2分の1とし、一公衆浴場について、300万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、東京都の実施する公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金（以下「クリーンエネルギー化等補助金」という。）の交付を受けた者に係る補助金の交付額は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付総額は、毎年度予算で定める範囲内とする。

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち区長が必要かつ適当と認めるものとする。

(1) 公衆浴場設備のうち、ろ過器、かま、温水器および給排水湯設備の更新に必要な経費。

(2) 公衆浴場施設の改修ならびに安全器具等の設置に必要な経費。

(交付申請)

第6条 次項に掲げる者以外のもので、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）を区長に提出しなければならない。

2 東京都の実施するクリーンエネルギー化等補助金の交付を受けた者で、補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書を東京都の実施する

クリーンエネルギー化等補助金の交付決定書の写しを添付して区長に提出しなければならない。

(交付の決定および通知)

第7条 区長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否およびその額を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定より補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書(様式2)により、補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知(様式3)により、補助金交付申請者に通知する。

(請求書等の提出)

第8条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者は、別に定める期限までに請求書(様式4)を区長に提出しなければならない。

2 第10条本文に規定する事項を担保するため、補助金を受けようとする者は、連帯保証人の連署する保証書(様式5)を提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人は、品川区公衆浴場商業協同組合理事長とする。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該工事完了後速やかに実績報告書(様式6)を区長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者が、補助金交付決定後3年以内に転廃業をした場合は、次に掲げる期間に応じ、補助金交付額の全額または一部を品川区に返還しなければならない。ただし、区長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、補助金交付額の全額または一部の返還を免除することができる。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1年以内 | 交付額の全額 |
| (2) 1年を超えて2年以内 | 交付額の1/2 |
| (3) 2年を超えて3年以内 | 交付額の1/4 |

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年6月22日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

事項名および事業内容	補助対象経費 の限度額	補助金の額	
		補助率	補助金の限度額
1 クリーンエネルギー化 公衆浴場の使用燃料を重油、廃油、 雑燃およびこれらの併用から都市ガ ス又は太陽光発電若しくはヒートポ ンプ（※1）に転換	1 施設につき 600万円	補助対象経費の 6分の1以内	1 施設につき 100万円
2 コージェネレーション 設備設置 公衆浴場の用に供するコージェネ レーション（※2）設備を設置	1 施設につき 450万円	補助対象経費の 4分の1以内	1 施設につき 112.5万円
3 太陽光発電システム 設置 公衆浴場の業に供する太陽光発電 システム。 ただし、自宅等を含まず、公衆浴場部 分単独で電力会社と契約を行ってい る場合に限る。	1 施設につき 440万円	補助対象経費の 4分の1以内	1 施設につき 110万円
4 LED照明器具設置 公衆浴場の照明器具をLED照明 器具（管球のみの交換は不可）に交換。 ただし、少なくとも脱衣場および浴 室は交換対象とすること。	1 施設につき 150万円	補助対象経費の 4分の1以内	1 施設につき 37.5万円
5 既設ガス燃料設備更新 平成19年度以前に燃料のクリー ンエネルギー化を実施した浴場が行 う設備の更新	1 施設につき 600万円	補助対象経費の 6分の1以内	1 施設につき 100万円

※1 空気から集めた熱をCO2冷媒に伝え、さらにコンプレッサで圧縮し
高温にした上で水に伝えることで、お湯を沸かす仕組み。

※2 ガス等を駆動源とした発電機で電力を生み出しつつ、排熱を利用して
給湯や暖房に利用する仕組み。

(様式1)

年 月 日

品川区長 へ

住 所

浴場名

氏 名

印

補助金交付申請書

このことについて、品川区公衆浴場設備等整備補助金交付要綱を承諾のうえ、
次のとおり申請いたします。

1 目 的 品川区公衆浴場確保のため

2 内 容

浴場設備のうち

①ろ過器 ②かま

③温水器

④給排水湯設備

⑤浴室 ⑥脱衣場

⑦煙突 ⑧浴場入口

⑨安全器具等

⑩建物内のペンキ塗り

⑪都市ガス化に伴う工事費

更新一部補助

3 完工予定日 年 月 日

4 工事総費 ￥

5 自己負担分

(1) 負担者

(2) 負担額 ￥

6 補助金額 ￥

※ 印鑑は登録印を使用し、印鑑証明書を添付すること。

(様式2)

第 号

補助金交付決定通知書

様

年 月 日付で申請のあった品川区公衆浴場設備等整備補助金を
下記により交付する。

年 月 日

品川区長

記

1. 補助金額 金 円
2. 補助条件 品川区公衆浴場設備等整備補助金交付要綱の各条項を守ること。

問い合わせ先：

電話

(様式3)

第 号

補助金不交付決定通知書

様

年 月 日付で申請のあった品川区公衆浴場設備等整備補助
金を下記の理由により交付しない。

不交付理由

年 月 日

品川区長

(様式4)

請 求 書

請求金額 金 _____ 円

年 月 日付第 号により交付決定のあった品川区公衆
浴場設備等整備補助金を交付されたく補助条件を承諾のうえ、請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

住 所

浴場名

氏 名

印

※ 印鑑は、申請書に使用したものをを使用すること。

※ 保証書を添付すること。

(様式5)

保証書

200円
収入印紙

住 所
浴 場 名
氏 名

上記の者が 年 月 日付、品川区公衆浴場設備等整備補助金交付要綱に基づき、貴区より金 円の補助金を交付されたことについては、前記要綱を守らせることはもちろん、今後3年間以内に転廃業をする場合は、全額または一部を返還させます。

もし本人が返還しないときは、品川区公衆浴場商業協同組合が弁済いたします。ここに連帯保証人を引受け、保証書を提出いたします。

年 月 日

品 川 区 長 あて

所 在 地
名 称
理 事 長

印

(様式6)

年 月 日

品 川 区 長 あて

住 所

浴 場 名

氏 名

印

実績報告書

先に交付された品川区公衆浴場設備等整備補助金について、次のとおり報告いたします。

1 補助事業の成果

2 補助金に係る収支計算

(1) 更新に要した金額 ￥

(2) 自己負担額 ￥

(3) 補助金額 ￥

※ 印鑑は補助金申請書に使用した印鑑を使用すること。

※ 領収書写または領収書にかわるものを添付すること。